

徳島県選挙管理委員会告示第六十九号

平成十九年徳島県選挙管理委員会告示第十号（不在者投票を行うことができる施設を指定した件）の一部を次のように改正し、令和六年八月二十九日から施行する。

令和六年九月六日

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎

一 の表66の項中「介護老人保健施設 リハビリセンターグリーン丈六」を「介護老人保健施設 リハビリセンターグリーンTAOKA」に、「徳島市丈六町山根51番地」を「徳島市川内町北原31-3」に変更。